

## 令和6年度農業振興地域整備計画全体見直し資料

市町村名：北九州市

### 1 整備計画見直しの基本的考え方

本市は、昭和38年2月10日、門司、小倉、若松、八幡、戸畑の五市の対等合併により発足した。同年、政令指定都市となり、昭和49年4月に小倉区、八幡区がそれぞれ南北、東西に分割され五区制から七区制に移行し、現在に至っている。

昭和46年度に農業振興地域整備計画（以下「計画」という）を策定し、定期的に見直しを行い、平成26年度に計画の見直しを行ったところである。

本市の令和2年10月現在の人口は939,029人、世帯数は436,245世帯で、昭和54年以降、企業の生産拠点の転出、高齢化の進行等による人口の減少が続き、近年では、毎年5,000人以上の人口減少が進んでいる。また、世帯数は昭和35年以降、核家族化、少子高齢化等による世帯の細分化が進み一貫して増加している。

本市の産業構造は令和2年の就労人口で見ると総数400,010人でその内訳は、第1次産業(0.7%)、第2次産業(23.3%)、第3次産業(76.0%)である。

これを平成22年と比較すると、人口減少に伴い総数で約2万5千人減少しているが、その構成比に大きな変化は見られない。

令和6年12月1日現在の本市の土地利用の現況は農業振興地域面積5,955.5haのうち、農用地2,544.1ha、農業用施設用地6.7ha、山林原野2,285.4ha、その他1,119.3haとなっている。

以上のような情勢を踏まえ、多様な担い手による持続可能な都市型農業の実現へ向けた土地利用を目標とする。

このため、都市化の進展に伴う農地の減少を視野に入れながら、経営規模の拡大意欲が高く農業技術や経営能力に優れた農家をはじめとした多様な担い手の育成、優良農地の整備等を推進する。

また、自然環境保全、防災において極めて重要な役割も果たす農用地の無秩序な農地転用を抑制し、優良農用地の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という）第12条の2の規定に基づく基礎調査の結果を踏まえて計画の見直しを行う。

なお、計画の見直しに当たっては「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて

行うとともに、次の見直しの方針によるものとする。

## 2 農用地利用計画見直しの方針

### (1) 「除外」の基本的考え方

- ① 集团的農用地については、原則として除外しない。
- ② 農業事業対象の土地については、原則として除外しない。  
なお、公用公共事業を除き、土地基盤整備事業完了後8年を経過しないものについては、例外を適用しない。
- ③ ①、②の例外としては、次のものを対象とする。
  - ア 集落の中に介在する農用地区域
  - イ 公共事業または公益性が特に高いと認められるもの
  - ウ 地権者等から提出された申出のうち、具体的な転用計画があり法第13条第2項の要件を満たすもの
- ④ 農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地については、除外する。
- ⑤ 基礎調査の結果、現況農用地でない土地については、除外する。

### (2) 「編入」の基本的考え方

- ① 土地基盤整備事業等の事業対象の土地については、農用地区域に編入する。
- ② 集团的農用地で今後も相当期間農業が営まれることが想定される区域については、編入する。